

時代にマッチした農業経営を

「農地法」というものは、終戦後の農地解放このかた、農家の耕作の保護のためいろいろな統制をしてきましたが、新らしい時代を迎えた農業のあり方にあうように、このたび改正されました。（農地法の一部を改正する法律……第四十国会で成立し、今年の七月一日から施行されています）その改正の主な内容を述べてみましょう。

自家労力による農地なら、いくらでも持てるることになりました。

熊本県の場合、今まで農家の經營する面積は、原則として三ヶ十アール以上は持てませんでした。従つて、多少人をやつつこれを改めて、主として自家労力で耕作できる面積まではこの制限をうけないことになりました。従つて、多少人をやつつても、半分以上を自分の家の労働力でまかなうことのできる農家は、その力に応じて三ヶ十アール以上でも持てるわけです。

「農業生産法人」で土地をもつて、農業經營をすることができます

農業を家族經營のかたちから更に発展させて、土地と労働力を持ちより、協同して大きな面積で、能率の良い經營をやりたい人は、次のように「法人」を組織して農業がやれることになれます。

（田畠の耕作や果樹の栽培、家畜の育成など）と、これらに付帯する事業（耕耘機の貸付けや、生産物の加工など）に限られること。

② その法人に加入する人は、次のいずれかであること。

④ 法人に加入する人は、年六分以下の出資した割合

⑤ その法人の仕事で必要な労働力のうち、法人以外の人を使用した分が二分の一以下であること。

⑥ 法人の利益の配当は、仕事を從事した割合でするか、又は年六分以下の出資した割合として、残りを仕事を從事した割合でするよう「定かん」で定めること。

「農業生産法人」はいろいの特例があります

「農業生産法人」は、農地を買ったり、借りたりすることができない、その所有面積についての制限はありません。

又、農地解放で國から売渡された農地でも、この法人へなら

資格がそろわない場合は、法

人」が前にのべた六つの資格を

得られないが、その「法人」に貸付けをし

ている農地は、一公頃以上はもてない

のです。が、「農業生産法人」の仕事にいつも従事している人

事してい

る人。

この法人の仕事にいつも従事している人

事してい

る人。

供はして

いる人。

この法人の仕事にいつも従事している人

事してい

る人。

供はして